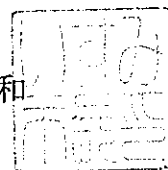


いすみ市被災児童・生徒に対する学用品給与要綱を次のように定める。

令和8年7月14日

いすみ市長 小 路 正 和



いすみ市告示第124号

いすみ市被災児童・生徒に対する学用品給与要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いすみ市（以下「本市」という。）内において発生した震災、火災、風水害等の災害等により教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）を滅失又は損傷した小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）（以下「被災児童・生徒」という。）に対する学用品の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の対象者)

第2条 学用品の給与の対象者は、被災時において本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている被災児童・生徒とする。

(給与する学用品)

第3条 給与する学用品は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に準じた品目とする。

2 前項の学用品の給与は、現物をもって行うものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、学用品の給与に代えて、学用品購入相当額を給与することができる。

3 学用品購入相当額に係る費用は、次のとおりとする。

(1) 教科書代 給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費 被災児童・生徒一人当たり上限3万円（ただし、国、地方公共団体その他の団体から文房具費及び通学用品費を受けることができる場合は、その額を除いた額を上限とする。）

(給与の申請)

第4条 学用品の給与を受けようとする被災児童・生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、いすみ市被災児童・生徒学用品給与申請書（様式第1号）を被災児童・生徒が在学する学校長を経由して、市長に提出しなければならない。

（給与の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、学用品の給与の可否を決定したときは、いすみ市被災児童・生徒学用品給与（不給与）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により学用品の給与を決定したときは、速やかに学用品を給与し、学用品購入相当額については、申請者が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（給与決定の取消し等）

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により学用品の給与の決定を受けた被災児童・生徒の保護者があるときは、直ちに当該給与の決定を取り消すものとする。

2 前項の取消しは、いすみ市被災児童・生徒学用品給与取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により給与の決定を取り消したときは、学用品を給与した被災児童・生徒の保護者に当該学用品及び学用品購入相当額の返還を求めるものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

いすみ市被災児童・生徒学用品給与申請書

いすみ市長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

E-mail

いすみ市被災児童・生徒に対する学用品給与要綱第4条の規定により、次のとおり、学用品の給与を申請します。

記

被災日時	年 月 日 () 午前・午後 時頃
被災した住所	～
被災の状況	全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（その他 ）
児童・生徒の学校名・学年	
児童・生徒の氏名	
教科書の種目、文房具及び 通学用品の詳細	
教科書代、文房具費及び通 学用品費	円
備 考	1 被災の状況は、該当する箇所に○をつけ、写真等を添付してください。 2 教科書の種目は、滅失又は損傷した教科を記入してください。 3 被災した児童・生徒ごとに提出してください。 4 教科書、文房具及び通学用品は、品名、金額が分かる領収書等の写しを添付してください。

上記の学用品を現在使用していることについて、確認しました。

年 月 日

学校長

振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫（組合） 労働金庫・農協・漁協								
	本店 ・ 支店 ・ 支所								
種 別	1 普通	口座番号							
	2 当座								
フリガナ									
口座名義									

いすみ市記入欄

債権者登録状況 新規・有・無（無の場合 本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）

本人確認 確認者（ ）☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐（ ）

在籍確認 確認者（ ）☐（ ）

様式第2号（第5条関係）

指令第 号

年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市被災児童・生徒学用品給与（不給与）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学用品の給与については、下記のとおり給与（不給与）を決定したので、いすみ市被災児童・生徒に対する学用品給与要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 給与の可否 給与 ・ 不給与

2 給与内容

（1）教科書（購入相当額）

（2）文房具及び通学用品（購入相当額）

3 不給与の理由

様式第3号（第6条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市被災児童・生徒学用品給与取消通知書

年 月 日付け指令第 号で給与を決定した学用品については、
下記のとおり取り消したので、いすみ市被災児童・生徒に対する学用品給与要綱第6
条の規定により、通知します。

記

1 取り消した給与内容

（1）教科書（購入相当額）

（2）文房具及び通学用品（購入相当額）

2 取消しの理由